

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(平成27年度第2回)

1 日 時 平成27年10月30日(金)
午後3時から午後4時30分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第5会議室

3 出席者

(1) 委 員 阿部 紀子
大室 千里
加藤 哲実
木田 幹郎
木野 貴夫
寺島 清友
藤原 源郎
室 惇子

(2) 市職員	政策総務部政策課長補佐	大沢 力
	政策総務部政策課法務担当副主幹	石堂 淳一
	政策総務部政策課主査	伊藤 慎一郎
	生活環境部住宅勤労課長	持田 剛史
	生活環境部住宅勤労課長補佐	小柴 靖也
	生活環境部住宅勤労課住宅係長	宇野 真博
	福祉保健部生活援護課長	月岡 敏浩
	福祉保健部生活援護課生活保護担当主査	白木 康弘
	福祉保健部高齢者支援課長	安齋 勉
	福祉保健部高齢者支援課地域支援係長	奥野 操
	子ども家庭部子育て支援課長補佐	市ノ川 恵一
	子ども家庭部子育て支援課育成係長	稲葉 康太

(3) 事務局	政策総務部広報課長	山下 隆久
	政策総務部広報課課長補佐	田中 啓信
	政策総務部広報課広聴担当主査	高野 真也
	政策総務部広報課広聴担当主任	小松 弘幸

4 議 題

(1) 会長及び職務代理者の選出について

(2) 個人番号の独自利用事務について (審議事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

平成 27 年度第 2 回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

資料確認、開会挨拶については省略します。
議題の(1)については、会長として加藤隆之委員が選出され、
職務代理人として加藤哲実委員が指名されました。

(職務代理人) それでは議事を進行させていただきます。よろしくお願いします。
議題の2(2)の審議事項「個人番号の独自利用事務について」です。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はじめに、諮問書を読み上げさせていただきます。
配布資料の見出し をご覧ください。

--- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---

(政策課) 続きまして、諮問事項の内容について説明いたします。

--- (政策課より資料1及び参考資料1・2について説明) ---

説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(職務代理人) たいへんわかりやすく詳細にわたり説明していただきまして、参考になりました。
委員の皆様から、何かご質問等あればお願いします。

(委員) 番号法の別表第1や第2には、情報を利用する者として厚生労働大臣や知事、市町村長が記載されていますが、実際に情報を利用する人はその人ではなく別の方になると思います。情報の利用者の具体的な範囲は決められていますか。

(政策課) 別表に記載されている者は、それぞれの執行機関ということでご理解いただければと思います。例えば、市長と記載されてあるものにつきましても、当然市長のみが利用できるものではなく、市長が管轄している執行機関全体で利用できることになります。但し、それぞれの事務には所管部署がありますので、市の執行機関に所属している者全てがその情報を扱えるわけではなく、限られた職員のみが、必要最低限の範囲で、その事務に関する処理でのみ利用できることになります。

(職務代理人) ありがとうございます。その他、ございますか。

- (委員) 個人番号を独自利用する事務は、今後、増減する可能性はあるか教えてください。
- (政策課) 番号法につきましては、市民の方から情報漏えい等、懸念されている部分が多々ありますので、現在のところ、必要最低限の範囲として今回の6事務以外に想定している事務はございません。今後、他自治体の独自利用事務の状況や法律の改正等を見極めながら、必要に応じて、最低限の利用範囲で提案させていただけたらと思っております。
- (委員) ありがとうございます。
- (委員) 市営住宅や高齢者住宅の事務について、「公営住宅法によるものを除く」との記載がありますが、説明をお願いします。
- (住宅勤務課) 公営住宅とは、公営住宅法に基づき、国からの補助金を活用して整備されたものになります。市営住宅や高齢者住宅の多くは公営住宅として整備していますが、一部の住宅につきましては、様々な事情等ございまして、国からの補助金を受けずに整備されたものもあります。これらの住宅は、事務としては公営住宅と同様に取り扱っていますが、公営住宅法に基づくものではないため、今後、同様に事務を取り扱うようにするため、今回、独自利用事務として記載させていただきました。
- (政策課) 説明不足なところもありましたので、補足させていただきます。
さきほど、資料1の別表に記載の6事務について、一体的に処理することで、効率性・利便性を図ると説明させていただきましたが、具体的にお話しますと、例えば、生活保護の措置に関する事務につきましては、いわゆる日本国籍を有する方と外国籍の方で、法定事務と法定外の事務に分かれます。しかしながら、生活保護の事務としては、国籍に関わらず、同じように取り扱っておりますので、法定事務のみ個人番号を利用することとなりますと、外国籍の方は不公平感を感じますし、事務も煩雑になりますので、法定事務以外の事務についても独自利用事務として個人番号を使っていく必要があります。
公営住宅事務に関しましても、国の補助金で建てた住宅であろうが、市が独自に建てた住宅であろうが、申請書等の提出していただく書類は同じなので、法定事務のみの利用となりますと「公営住宅法による住宅にお住まいの方は住民票や課税証明書は必要ありませんが、公営住宅以外の方は住民票や課税証明書が必要になります」といったように、かえってご不便をおかけすることがございますので、一体的に処理するために、個人番号を使わせていただくものでございます。
また、児童育成手当やひとり親家庭等医療費につきましては、法定事務と市の独自事務で、対象者は同じ方となりますが、法定事務に関し

ては所得に応じて金額が決まっていますが、市の独自事務としてさらに上乗せして支給しております。これを法定事務とそれ以外の事務で分けてしまうと、現在は複写式の申請書を個別に用意するとか、個人番号が複写されないように申請書を工夫する必要がでてきたりと、かえって申請の手間が増えたり事務が複雑になってしまいます。こういったことを鑑み、今回、この6事務のみ個人番号を独自利用する事務として進めさせていただきたいと考えております。

(職務代理者) 補足説明、ありがとうございます。
委員の皆様から何かご質問等ございますか。

(委員) 法定事務と独自利用事務で、行政機関毎に支給金額が異なったりする場合に、そういうものを一律に、例えば、佐賀県でも5000円だし、東京でも5000円とするといった風に考えるのか、あるいは、県や地域によって経済生活レベルに差がありますので、そういう形で何か評価するような、独自利用事務をやる場合に、何か評価機関のようなものがあるとしたら、マイナンバーとは関わらないにしても、事務がもう少し増えてくると感じます。例えば、10年前に5000円もらっていたとして、現在も5000円では、10年間の経済の成長を加味した形でやる必要があるのか、それとも、法定事務は一律でやってるから、独自事務については、それほど、関係ないと捉えるのか、事務を扱う場合に何かそこに評価部門のようなものが必要だとすると、非常に煩雑になってしまいますが、そこは考慮しないでもいいということでしょうか。

(事務局) その点については、あくまでも今回の番号制度と別に捉えなければいけないと思います。例えば、国や都・県の制度でいえば、基本的には支給額等は一律になります。今回のプラスαの支援策というのは、市の財政力等々市民サービスの一環として、いわゆる上乗せする制度となりますが、事務手続き上、かたや国の制度については、マイナンバーカードの提示でおわり、市の独自事務では、住民票や課税証明等の資料を持ってこないといけなくなるため、今回、規定させていただくものであって、もともとの各制度に基づき給付する部分については、各議会において予算の審議等が行われているものになりますので、現状どおりの仕組みとなります。

(職務代理者) 既存の情報に対してのやり取りの問題ですので、最初に説明していただいたように、市民にとっての利便性、行政にとっての効率性が中心にあって、基本的に、既存の情報に対してのやり取りの問題は別の評価機関等があるとのことだと思います。

ここまでは、個人番号の独自利用事務について、2頁の別表にある6

つの事務について審議していますが、これらの事務について、ほかにご質問やご意見等ございますか。

無いようですので、(1) の「個人番号の独自利用事務について」は、了承することとしてよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) ありがとうございます。

続きまして、(2) の「個人番号利用事務における保有個人情報の利用について」、委員の皆様と一緒に考えていきたいと思います。

さきほど説明していただきましたように、(ア) から (エ) の項目がありますが、各事務に対して、府中市が行う事務を処理するために必要な限度で保有する情報を利用してよろしいでしょうかということです。(ウ) に関しては、本日配布した東京都の条例別表第一に掲げる事務となります。

委員の皆様から何かご質問やご意見等ありますでしょうか。

無いようですので、(2) の「個人番号利用事務における保有個人情報の利用について」は、了承することとしてよろしいでしょうか。

(委 員) (異議なし)

(職務代理者) ありがとうございます。

続きまして、(3) の「その他について」ですが、資料 の府中市個人情報の保護に関する条例の改正についてです。具体的にどのような条文になるかはわかりませんが、(2) の保有個人情報の利用を行うために必要な改正を行うということです。

このことについて、何かご質問やご意見等ありますでしょうか。

(委 員) 本件は、(2) を行うための裏付けとなるものとして捉えればいいのでしょうか。

(職務代理者) 保有する特定個人情報を目的外利用することの根拠規定を追加することだと思います。

(政策課) (3) について、若干補足説明をさせていただきます。市の個人情報保護条例では、個人情報は基本的に目的外利用をしてはいけない旨が規定されています。目的外利用とは、個人情報の取扱いについて市長に届け出をしますが、その届け出た内容を超えた利用をしてはいけないというものです。但し、一定の条件の場合を満たす場合には、やむを得ないと規定しています。個人番号を含む個人情報(特定個人情報

報)については、第14条第5項において、個人の生命、身体又は財産を守るために必要な場合等以外は、目的外利用できないと規定していますが、今回、個人番号の利用に関しての定めをするにあたって、法定の事務であっても、市が独自に使う事務であっても、基本的には情報の連携をすることは目的外利用になってしまうので、こういった場合も利用できるよう規定するものです。条例案自体は確定していませんが、現在の規定に加えて、新たに策定予定の「個人番号の利用に関する条例」において規定するものについても目的外利用ができるよう整備する予定です。

(職務代理者) 新たに文言が追加されるということですね。よくわかりました。ありがとうございます。
そのほかに、何かございませんでしょうか。

この点は、市民にとっての利便性、行政にとっての効率性という趣旨にかなっており、問題はないかと思いますが、了承することとしてよろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) ありがとうございます。

ここまでで、審議事項のうち、2(1)の「個人番号の独自利用事務について」、(2)の「個人番号利用事務における保有個人情報の利用について」、(3)の「その他について」、すべてについて了承ということで全体の了解を得ることができました。審議事項は以上となります。ご審議ありがとうございました。

本日の審議内容については、事務局にて取りまとめていただき、私のほうで答申を作成し、皆様に確認していただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員) (異議なし)

(職務代理者) ありがとうございます。
それでは、次に進みたいと思います。次第の3「その他」です。
何かございますか。

(政策課) 直接、本審議会に関係するものではございませんが、報告させていただきます。現在、本市では、情報公開・個人情報保護に関して施策面についてご審議いただく本審議会とは別に、情報公開についての不服申立を審査する府中市情報公開審査会、個人情報についての不服申立を審査する府中市個人情報保護審査会がございます。しかしながら、

来年の4月1日から全面改正された行政不服審査法が施行され、市に対しての不服申立全般を審査するための第三者機関の設置が義務付けられました。これに伴い、現在の府中市情報公開審査会と府中市個人情報保護審査会を、新たに設置する第三者機関に統合することを検討しております。直接、本審議会には関係ませんが、情報公開・個人情報保護に関連する事項ということでご報告させていただきました。

(職務代理者) ありがとうございます。
報告について、ご質問等ございますか。

無いようですので、ほかに何かございますか。

(事務局) 事務局より1点ございます。
事前に郵送させていただいております委員報酬の振込みに係る委任状についてですが、お帰りの際に事務局でお預かりいたしますので、提出をお願いいたします。

(職務代理者) ほかに何かございますか。
無いようですので、それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とします。皆様お疲れさまでした。